令和3年度中小企業労働事情実態調査(茨城県版)報告

本調査は県内中小企業の労働事情を的確に把握し、適正な労働対策を樹立することを目的に昭和39年より毎年全国一斉で実施しております。

本年度は、例年実施している「経営状況」「労働時間」「有給休暇」「新規学卒者の採用状況」「賃金 改定」等の調査に加え、「新型コロナウイルスの影響」「雇用保険料の事業主負担分」に関する調 査も実施いたしました。

この調査報告書が県内中小企業の労働事情の実態把握と、労務管理改善等の一助となれば幸いです。

最後に、本調査の実施にあたり御協力を賜りました関係組合並びに調査対象事業所の皆様方に 心から御礼申し上げますとともに、今後も一層の御協力を賜りますようお願いいたします。

> 茨城県中小企業団体中央会 総務課 TEL 029-224-8030 FAX 029-224-6446

1. 調査の概要

(1)調査方法 本調査は、全国統一様式により実施したものであり、当会では県内の

会員組合を通じて、郵送で調査票を送付。回収した調査票は全国中小 企業団体中央会で一括集計した。なお、全国の数値は本調査未実施の

栃木県と静岡県を除いたものになっている。

(2) 調査対象事業所数 1,300 事業所(製造業 682 事業所、非製造業 618 事業所)

2. 回答事業所の概要

(1)回答事業所数

県内組合の中から業種や地域等を勘案して抽出した 1,300 事業所を対象に調査した結果、639 事業所(製造業 313 事業所、非製造業 326 事業所)からの回答を得た。本県における回収率は 49.1% (全国 43.7%) であった。

(2)常用労働者数、従業員規模

回答のあった 639 事業所の常用労働者総数は 14,436 人(製造業 8,473 人、非製造業 5,963 人) で、そのうち、男性は 10,533 人 (73.0%)、女性は 3,903 人 (27.0%)。1 事業所あたりの 平均常用労働者数は 22.59 人(製造業 27.07 人、非製造業 18.29 人)であった。

回答事業所の従業員規模をみると、「 $1\sim4$ 人」が 24.9% (全国 16.8%)で最も多く、次いで $5\sim9$ 人」が 21.8% (同 18.3%)、「 $10\sim20$ 人」が 21.6% (同 23.2%)、「 $30\sim99$ 人」が 16.3% (同 24.0%)、「 $21\sim29$ 人」が 11.3% (同 10.8%)、「 $100\sim300$ 人」が 4.2% (同 6.8%)と続き、全国と比べて、従業員規模の少ない企業の割合が多く、従業員規模 30 人未満の事業 所が全体の 79.6% (同 69.1%)を占めた。

(3)労働組合の有無【表①】

回答事業所のうち、労働組合が「ある」とした事業所は28事業所、組織率4.4%で、全国平均(6.9%)と比べて2.5ポイント低かった。

【表①:回答事業所の概要】

		事業			従業員	見規模			労働	組合
	区 分	所数	1~4人	5~9人	10~ 20 人	21~ 29 人	30~ 99 人	100~ 300 人	あり	なし
	A E	20 255	3, 407	3, 707	4, 702		4, 862	1, 386	1, 398	18, 857
	全 国	20, 255	16.8%	18.3%	23. 2%	10.8%	24.0%	6.8%	6. 9%	93.1%
	R3 茨城県	639	159	139	138	72	104	27	28	611
			24. 9% 172	21. 8%	21. 6%	11. 3% 62	16. 3% 106	4. 2%	4. 4%	95. 6%
	R2 茨城県	649	26. 5%	20. 3%	22. 7%	9. 6%	16. 3%	4. 6%	3. 2%	628 96. 8%
	Mad Sal Sila and		69	54	67	37	70	16	19	294
	製 造 業 計	313	22.0%	17. 3%	21.4%	11.8%	22.4%	5.1%	6. 1%	93.9%
	食料品	62	17	16	10	7	10	2	2	60
	及17 日日	02	27.4%	25.8%	16.1%	11.3%	16.1%	3.2%	3. 2%	96. 8%
製	繊維工業	18	11	6	5. 6%	_	-	_	2	16
			61.1%	33.3%	5. 6% 6	2		_	11.1%	88. 9%
	木材·木製品	17	35.3%	11.8%	35.3%	11.8%	5.9%	_	_	100%
		1.5	4	3	3	1	4	-	-	15
造	印刷・同関連	15	26.7%	20.0%	20.0%	6.7%	26.7%	_	_	100%
但	窯業·土石	70	24	13	15	4	11	3	5	65
	,, <u>11</u>		34.3%	18.6%	21.4%	5. 7%	15. 7%	4.3%	7. 1%	92. 9%
	化学工業	2	50.0%	_	_	_	50.0%	_	_	2 100%
			30.070	9	16	9	24	2	7	56
業	金属、同製品	63	4.8%	14.3%	25.4%	14.3%	38.1%	3.2%	11. 1%	88.9%
	機械器具	49	3	4	9	9	15	9	2	47
	1茂似伯子	49	6.1%	8.2%	18.4%	18.4%	30.6%	18.4%	4.1%	95. 9%
	その他	17	_	1	7	5	4	_	1	16
	·		-	5.9%	41. 2%	29. 4%	23.5%	-	5. 9%	94. 1%
	非 製 造 業 計	326	90	85	71	35	34	11	9	317
			27.6%	26.1%	21.8%	10.7%	10.4%	3.4%	2. 8%	97. 2%
	情報通信業	0	_	_	_	_	_	_	_	_
			_		_	_	-	_	_	-
	運輸業	40	_	4	6	11	12	7	_	40
			-	10.0%	15.0%			17.5%	-	100.0%
	建設業	134	30	44	37	15	7	1	6	128
非			22.4%	32.8%	27.6%	11.2%	5. 2%	0.7%	4. 5%	95. 5%
	総合工事業	34	5	10	10	7	2	_	5	29
			14.7%	29.4%	29.4%	20.6%	5.9%	_	14. 7%	85. 3%
製	職別工事業	40	19 59/	13	20.0%	17 50/	7 59/	_	_	100%
			12.5%	32.5%	30.0%	17.5%	7.5%	-	-	100%
	設備工事業	60	20	21 35. 0%	15 25. 0%	1 1.7%	3.3%	1 70/	1 7%	59 08 3%
造			33.3%			1. 770	3.3% 9	1.7%	1.7%	98.3%
	卸·小売業	112	50	25	21 18.8%	_	_	0.00/	1	111
			44.6%	22.3% 7	18.8%	5.4%	8.0%	0.9%	0. 9%	99. 1%
業	卸売業	34	10		_		11 00/	2 00/	_	34
			29.4%	20.6%	26.5%	8.8%	11.8%	2.9%	_	100.0%
	小売業	78	40	18	12	3	5		1 20/	77
			51.3%	23.1%	15.4%	3.8%	6.4%	9	1. 3%	98. 7%
	サービス業	40	10	12	17 50/	3 7 F0/	6 15 00/	2	2 F 09/	38
			25.0%	30.0%	17.5%	7.5%	15.0%	5.0%	5.0%	95. 0%
	対事業所サービス業	21	5	10	1	1	14 20/	1	1 4 99/	20
			23.8%	47.6%	4.8%	4.8%	14.3%	4.8%	4.8%	95. 2%
	対個人サービス業	19	5 26. 3%	2 10.5%	6 21 69/	2 10.5%	3 15. 8%	5. 3%	5 20/	18
			20.3%	10.5%	31.6%	10.5%	15.8%	ე. 3%	5.3%	94.7%

(4)従業員の雇用形態と増減【表②】

従業員の雇用状況をみると、「正社員」の割合が前年度から 1.1 ポイント上昇し 72.9%(全国 74.9%)、「パートタイマー」は 1.5 ポイント低下し 16.3%(同 14.8%)であった。

業種別では、製造業の「正社員」は前年度から 2.4 ポイント低下し 70.3%(全国 75.1%)で、 非製造業は 5.8 ポイント上昇し 76.5%(同 74.6%)であった。

【表②:業種・男女別雇用形態】

(上段:実数、下段:比率)

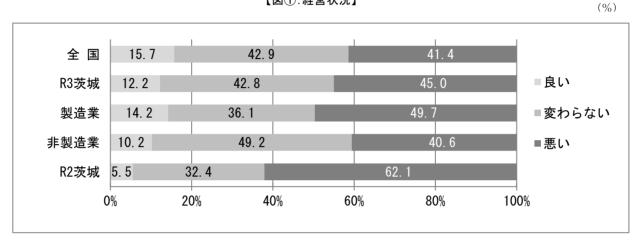
【 衣 ②·未性· 为 爻加雇用 心 恕】											
	区 分	事業 所数	従業員数 (人)	男性 従業員 (人)	女性 従業員数 (人)	正社員	パ ー ト タイマー	派遣	嘱託· 契約社員	その他	
				461, 392	210, 965	503, 433	99, 446	15, 660	37, 922	15, 843	
	全 国	20, 255	672, 357	68.6%	31.4%	74. 9%	14.8%	2.3%	5. 6%	2.4%	
	#IND			11, 214	4, 578	11, 510	2, 570	445	752	515	
	R3 茨城県	639	15, 792	71.0%	29.0%	72. 9%	16. 3%	2.8%	4. 8%	3. 3%	
	DO #141B			10, 797	4, 814	11, 209	2, 784	274	687	657	
	R2 茨城県	649	15, 611	69.2%	30.8%	71.8%	17.8%	1.8%	4.4%	4. 2%	
	生 生 光 コ	010	0.100	6, 470	2, 692	6, 441	1, 415	403	561	342	
	製 造 業 計	313	9, 162	70.6%	29.4%	70.3%	15. 4%	4.4%	6. 1%	3. 7%	
	A 业日	62	1 647	706	941	742	657	33	51	164	
	食料品	62	1, 647	42.9%	57.1%	45. 1%	39. 9%	2.0%	3.1%	10.0%	
	繊維工業	18	77	18	59	34	41	-	_	2	
	枫炸上未	10	11	23.4%	76.6%	44.2%	53. 2%	_	_	2.6%	
製	木材・木製品	17	226	188	38	215	11	-	-	-	
	/\/\/\/\/\/\/\/\/\/\/\/\/\/\/\/\/\/\/\	11	220	83.2%	16.8%	95. 1%	4.9%	_	-	-	
	印刷・同関連	15	285	200	85	254	20	1	9	1	
造	日本門 日民生	10	200	70.2%	29.8%	89. 1%	7.0%	0.4%		0.4%	
Æ	窯業・土石	70	1,722	1, 485	237	1, 432	67	52	122	49	
	₩¥ 工口		1, 122	86.2%	13.8%	83. 2%	3. 9%	3.0%	7.1%	2.8%	
	化学工業	2	52	36	16	20	22	-	10	-	
業	10丁工未	2	02	69.2%	30.8%	38. 5%	42. 3%	-	19.2%	-	
	金属、同製品	63	2, 100	1, 668	432	1, 576	206	155	143	20	
	亚河、1513×101		2,100	79.4%	20.6%	75.0%	9.8%	7.4%		1.0%	
	機械器具	49	2, 580	1, 858	722	1, 869	284	120	202	105	
	1/X 1/X-111-5-5	10	2,000	72.0%	28.0%	72.4%	11.0%	4. 7%	7.8%	4.1%	
	その他	17	473	311	162	299	107	42	24	1	
	C 12 L		1,0	65.8%	34. 2%	63. 2%	22. 6%	8. 9%		0. 2%	
	非製造業計	326	6, 630	4, 744	1, 886	5, 069	1, 155	42		173	
	开	020	0, 000	71.6%	28.4%	76. 5%	17.4%	0.6%	2. 9%	2.6%	
	情報通信業	_	_	-	-	-	-	-	_	-	
	117 12/12/12			_	_	_	-	_	-	_	
	運輸業	40	2,033	1, 679	354	1, 727	234	5	i	15	
			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	82.6%	17.4%	84. 9%	11.5%	0. 2%		0.7%	
	建設業	134	1, 767	1, 447	320	1,624	77	2	46	18	
非				81. 9%	18.1%	91. 9%	4.4%	0.1%	2.6%	1.0%	
ЭF	総合工事業	34	497	409	88	473	11	_	1	12	
				82.3%	17. 7%	95. 2%	2. 2%	_	0.2%	2.4%	
製	職別工事業	40	585	493	92 15 79/	540 92. 3%	41 7 0%	_	2	0.20/	
衣				84. 3% 545	15. 7%		7. 0%	2	0.3%	0.3%	
	設備工事業	60	685	79. 6%	140 20. 4%	611 89. 2%	25 3. 6%	0.3%	43 6. 3%	0.6%	
2生				1, 047	624	1, 015	5. 6%	0. 3%		0.6% 43	
造	卸・小売業	112	1,671	62. 7%	37.3%	60. 7%	31. 7%	0.8%	i	2.6%	
				506	225	533	129	13	į	2.0%	
2017	卸売業	34	731	69. 2%	30.8%	72. 9%	17. 6%	1.8%	i	0.8%	
業				541	399	482	400	1.0%	20	37	
	小売業	78	940	57.6%	42. 4%	51. 3%	42. 6%	0. 1%		3. 9%	
				57.078	588	703	315	21	2. 170	3.9 _%	
	サービス業	40	1, 159	49.3%	50. 7%	60. 7%	27. 2%	1.8%		8.4%	
				49. 3 %	225	313	112	1. 8%	2.0%	8.4% 25	
	対事業所サービス業	21	478	52. 9%	47. 1%	65. 5%	23. 4%	4. 2%	1. 7%	5. 2%	
				318	363	390	203	4. 270	1. 7%	5. 2% 72	
	対個人サービス業	19	681	46. 7%	53. 3%	57. 3%	29. 8%	0.1%	2. 2%	10.6%	
				TU. 1 /0	00.0/0	J1. J/0	49.0/0	U. 1 /0	4.4/0	10.0/0	

3. 経営に関する事項

(1)経営状況【図①】【表③】

1年前と比べた現在の経営状況は、「良い」が前年度から6.7ポイント上昇し12.2%(全国 15.7%)、「変わらない」が前年度から10.4 ポイント上昇し42.8%(同42.9%)、「悪い」が 前年度から17.1 ポイント低下し45.0% (同41.4%) であった。

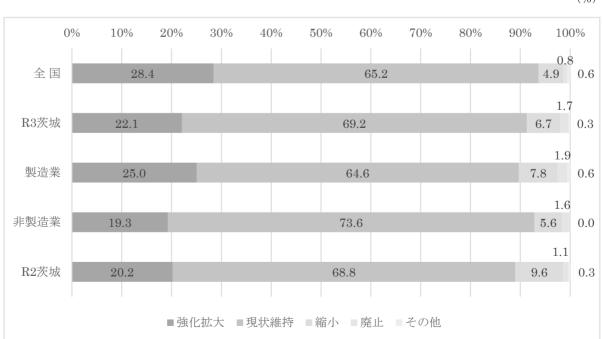
業種別にみると、製造業で「良い」とした事業所は前年度から11.4ポイント上昇し14.2% (全国 18.8%)、「悪い」は22.9 ポイント低下し49.7%(同 44.0%)、非製造業では「良 い」が 2.0 ポイント上昇し 10.2% (同 13.0%)、「悪い」が 10.8 ポイント低下し 40.6% (同 39.2%) であった。



【図①: 経営状況】

(2)主要事業の今後の経営方針【図②】【表③】

主要事業の今後の経営方針については、「現状維持」とした事業所が前年度から 0.4 ポイン ト上昇し最も多く 69.2%(全国 65.2%)、次いで「強化拡大」は前年度から 1.9 ポイント上昇し 22.1%(同 28.4%)、「縮小」が前年度から 2.9 ポイント低下し 6.7%(同 4.9%)、「廃止」が前 年度より 0.6 ポイント上昇し1.7% (同 0.8%) であった。



【図②: 主要事業の今後の経営方針】

(%)

【表③: 経営状況・今後の経営方針(業種別)】

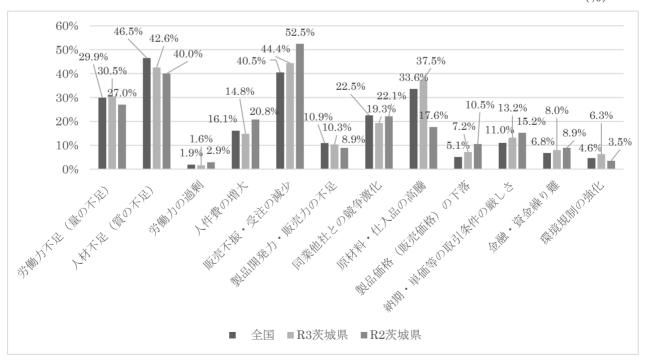
[数②·旺日仍然 / 数》唯日为斯(朱佳州/]													
		事業者	経営	営状況(%	(o)		主要事業	の今後の方	針 (%)				
	区 分	数	良い	変わら ない	悪い	強化 拡大	現状 維持	縮小	廃止	その他			
	全 国	20, 102	15. 7	42.9	41.4	28. 4	65. 2	4. 9	0.8	0.6			
	R3 茨城県	633	12. 2	42.8	45.0	22. 1	69. 2	6. 7	1.7	0.3			
	R2 茨城県	642	5. 5	32.4	62. 1	20. 2	68.8	9. 6	1.1	0.3			
	製 造 業 計	310	14. 2	36. 1	49.7	25. 0	64.6	7.8	1.9	0.6			
	食料品	61	11.5	29. 5	59.0	24. 6	62.3	6. 6	6.6	_			
	繊維工業	18	_	11. 1	88. 9	_	38. 9	55. 6	5.6	_			
製	木材・木製品	17	29.4	47.1	23. 5	12. 5	87.5	-	_	-			
造	印刷・同関連	15	_	40.0	60.0	26. 7	73.3	_	_	_			
但	窯業・土石	69	7.2	39. 1	53.6	10.4	79. 1	10.4	_	_			
業	化学工業	2	_	50.0	50.0	50.0	50.0	_	_	_			
	金属、同製品	63	25. 4	36. 5	38. 1	46. 0	50.8	1. 6	_	1.6			
	機械器具	49	18.4	46. 9	34. 7	28.6	67.3	2. 0	_	2.0			
	その他	16	12.5	25. 0	62. 5	29. 4	58.8	5. 9	5. 9	_			
	非製造業計	323	10.2	49.2	40.6	19. 3	73.6	5. 6	1.6	_			
非	情報通信業	_	_	_	_	_	_	_	_	_			
製	運輸業	39	10.3	35. 9	53.8	23. 1	71.8	2.6	2.6	_			
造	建設業	134	11.2	61.2	27. 6	14. 9	79. 9	3. 0	2.2	_			
_	卸売業	33	12. 1	42.4	45. 5	30. 3	63.6	3. 0	3.0	_			
業	小売業	77	10.4	32. 5	57. 1	14. 5	72.4	13. 2	_	_			
	サービス業	40	5.0	60.0	35. 0	30.0	65.0	5. 0	_	_			

(3)経営上の障害 【図③】 【表④】

経営上の障害は「販売不振・受注の減少」が最も多く、44.4%(前年度 52.5%)、次いで「人材不足(質の不足)」が 42.6%(同 40.0%)、「原材料・仕入品の高騰」の 37.5%(同 17.6%)であった。業種別にみると、製造業では「販売不振・受注の減少」49.3%、「原材料・仕入品の高騰」47.1%、「人材不足(質の不足)」42.2%の順で、非製造業では「人材不足(質の不足)」43.0%、「販売不振・受注の減少」39.6%、「労働力不足(量の不足)」38.6%の順であった。

前年度は、「販売不振・受注の減少」が最も多く、次いで「人材不足(質の不足)」、「労働力不足(量の不足)」の順であった。「原材料・仕入品の高騰」の割合が前年度と比べると 2 倍以上(前年度 17.6% 今年度 37.5%)であった。

【図③:経営上の障害(3項目以内複数回答)】 (%)



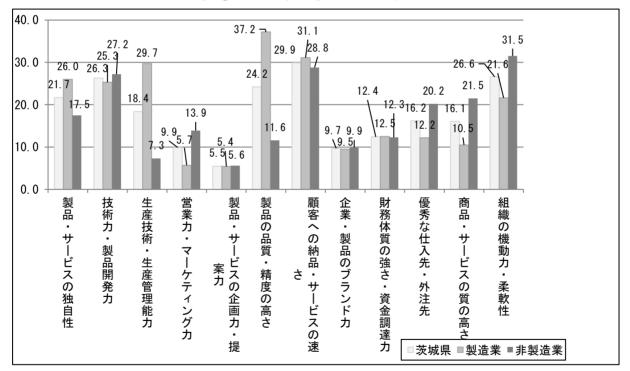
区分	労働力不足(量の不足)	人材不足(質の不足)	労働力の過剰	人件費の増大	販売不振・受注の減少	製品開発力・販売力の不足	同業他社との競争激化	原材料・仕入品の高騰	製品価格(販売価格)の下落	納期・単価等の取引条件の厳し	金融・資金繰り難	環境規制の強化
全国	29. 9	46. 5	1.9	16. 1	40.5	10. 9	22. 5	33. 6	5. 1	11.0	6.8	4. 6
R3 茨城県	30.5	42. 6	1.6	14.8	44. 4	10.3	19.3	37. 5	7.2	13. 2	8.0	6. 3
製造業	22. 2	42. 2	1.3	12. 1	49. 3	16.0	10. 1	47. 1	10.8	16. 7	7.8	6. 2
非製造業	38.6	43.0	1. 9	17. 4	39.6	4. 7	28. 2	28. 2	3.8	9.8	8. 2	6. 3
R2 茨城県	27.0	40.0	2. 9	20.8	52.5	8. 9	22. 1	17. 6	10.5	15. 2	8.9	3. 5

(4)経営上の強み【図④】

経営上の強みは、「顧客への納品・サービスの速さ」が 29.9% (前年度 28.9%) と最も多く、次いで「組織の機動力・柔軟性」26.6% (同 25.6%)、「技術力・製品開発力」が 26.3% (同 23.1%) となった。

業種別にみると、製造業では「製品の品質・精度の高さ」37.2%、「顧客への納品・サービスの速さ」31.1%、「生産技術・生産管理能力」29.7%の順で、非製造業では「組織の機動力・柔軟性」31.5%、「顧客への納品・サービスの速さ」28.8%、「技術力・製品開発力」27.2%の順であった。

【図④:経営上の強み)】(3項目以内複数回答) (%)

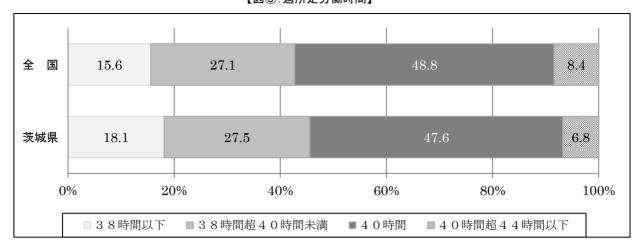


4. 従業員(パートタイマーなど短時間労働者を除く)の労働時間に関する事項

(1)週所定労働時間【図⑤】

従業員1人あたりの週所定労働時間は、「40時間」が最も多く47.6%(全国48.8%)、次いで「38時間超40時間未満」が27.5%(全国27.1%)、「38時間以下」が18.1%(全国15.6%)、「40時間超44時間以下」が6.8%(全国8.4%)であった。

【図⑤:週所定労働時間】



(2) 1ヶ月の平均残業時間【表⑤】

従業員 1 人あたりの月平均残業時間は 前年度から 0.4 時間減少し 10.4 時間(全 国 9.9 時間)であった。

規模別でみると、 $[1\sim 9$ 人」が5.9時間、 $[10\sim 29$ 人」で12.4時間、 $[30\sim 99$ 人」で16.6時間、 $[100\sim 300$ 人」では19.5時間と規模が大きくなるほど増加する傾向にある。

業種別にみると、「製造業」は前年度に比べて 0.3 時間増加し 9.7 時間、「非製造業」は 1.2 時間減少し 11.1 時間であった。

また、製造業では「機械器具」が 14.1 時間と最も多く、次いで「その他」が 13.8 時間、「金属、同製品」が 13.5 時間の順。非製造業では「運輸業」が 30.6 時間と最も多く、次いで「建設業」が 9.7 時間、「サービス業」が 8.7 時間であった。

【表⑤:月平均残業時間】

	区分	残業時間
	全 国	9.9 時間
	R3 茨城県	10.4 時間
	R2 茨城県	10.8 時間
	1~9人	5.9 時間
	10~29人	12.4 時間
	30~99人	16.6 時間
	100~300人	19.5 時間
	製 造 業 計	9.7 時間
製	食料品	7.5 時間
25	繊維工業	0 時間
	木材・木製品	2.8 時間
造	印刷・同関連	9.2 時間
Æ	窯業・土石	8.1 時間
	化学工業	1.5 時間
業	金属、同製品	13.5 時間
*	機械器具	14.1 時間
	その他	13.8 時間
-16	非 製 造 業 計	11.1 時間
非	情報通信業	-
製	運輸業	30.6 時間
`#:	建設業	9.7 時間
造	卸売業	7.7 時間
業	小売業	5.7時間
	サービス業	8.7 時間

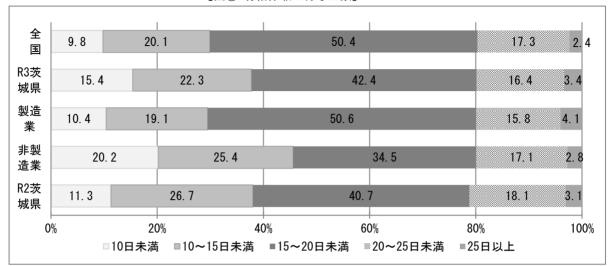
◎「法定労働時間」「所定労働時間」「36協定」について

法定労働時間	労働基準法で定められている労働時間。1 日 8 時間、1 週 40 時間が限度。 (ただし、商業、映画・演劇業、保健衛生業、接客娯楽業であって常時使用 する労働者が 10 人未満の事業場は1 週 44 時間が限度です)。
所定労働時間	企業が就業規則等で定めた労働時間。労働基準法で定められた法定労働時間の範囲内で自由に決定することができます。
3 6 協定	法定労働時間を超えて労働者に時間外労働(残業)させる場合には、労使協定の締結、所轄労働基準監督署長への届出が必要です。 ※36 協定で定める時間外労働時間に罰則付きの上限あり。 (中小企業への適用は令和2年4月から) ◆時間外労働の上限は、原則月45時間・年360時間 ◆臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合でも、年720時間以内、単月100時間未満、2~6か月平均80時間以内を限度。 また、原則である月45時間を超えることが出来るのは年間6か月まで。

(3)従業員1人あたりの年次有給休暇の付与日数【図⑥】

従業員 1 人あたりの年次有給休暇の付与日数は、「 $15\sim20$ 日未満」が 42.4%(全国 50.4%) と最も多く、次いで「 $10\sim15$ 日未満」が 22.3%(同 20.1%)、「 $20\sim25$ 日未満」が 16.4%(同 17.3%)、「10 日未満」が 15.4%(同 9.8%)、「25 日以上」が 3.4%(同 2.4%) であった。

業種別にみると、製造業・非製造業ともに「15~20 日未満」が最も多く、製造業 50.6%、非製造業 34.5%であった。



【図⑥:有給休暇の付与日数】

◎年次有給休暇の付与日数について

年次有給休暇とは、一定期間勤続した労働者に対して、心身の疲労を回復させ、労働力の維持培養を図るとともに、ゆとりある生活を保障するために付与される休暇のことで、「有給」で休むことができ、取得しても賃金が減額されない休暇のことです。

業種、業態にかかわらず、また、正社員、パートタイム労働者などの区分なく、以下の2点 を満たした全ての労働者に対して、年次有給休暇を与えることとなっています。

(労働基準法第39条)

- ①半年間継続して雇われている
- ②全労働日の8割以上を出勤している
- →この2点を満たしていれば、年次有給休暇を取得することが出来ます。

●通常の労働者の年次有給休暇の付与日数

勤続年数	6ヵ月	1年6ヵ月	2年6ヵ月	3年6ヵ月	4年6ヵ月	5年6ヵ月	6年6ヵ月 以上
付与日数 (日)	1 0	1 1	1 2	1 4	1 6	1 8	2 0

●週所定労働日数が4日以下かつ週所定労働時間が30時間未満の労働者の

年次有給休暇の付与日数

1 2 4 13														
	少	1年間の		勤続年数										
	働日数	所定労働 日数 ※	6ヵ月	1年6ヵ 月	2年6ヵ 月	3年6ヵ 月	4年6ヵ 月	5年6ヵ 月	6年6ヵ 月以上					
	4日	169~ 216 日	7	8	9	1 0	1 2	1 3	1 5					
付与口数	3日	121~ 168 日	5	6	6	8	9	1 0	1 1					
日数 (日)	2日	73~120 日	3	4	4	5	6	6	7					
	1日	48~72 日	1	2	2	2	3	3	3					

※週以外の期間によって労働日数が定められている場合

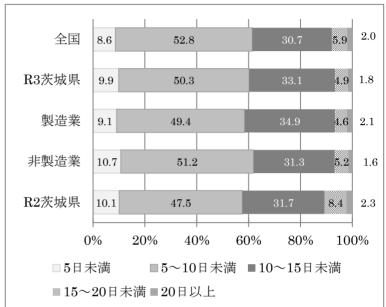
(4)従業員1人あたりの年次有給休暇の平均付与日数・取得日数・取得率 【表⑥】 【図⑦】

従業員1人あたりの年次有給休暇の平均付与日数は、前年度から0.3日低下し14.8日(全国15.5日、製造業15.7日、非製造業13.9日)で、平均取得日数は0.5日低下し8.1日(全国8.4日、製造業8.4日、非製造業7.8日)であった。平均付与日数に対する取得率は0.1ポイント低下し60.5%(全国57.6%、製造業58.6%、非製造業62.4%)で、全国平均を2.9ポイント上回った。

【表⑥: 年次有給休暇の平均付与日数・取得日数・取得率】

	区分		平均	
	△ 万	付与日数	取得日数	取得率(%)
	全 国	15. 5	8.4	57. 6
	R3 茨城県	14.8	8. 1	60. 5
	R2 茨城県	15. 1	8.6	60.6
	製造業計	15. 7	8.4	58. 6
	食料品	12.8	7. 5	65. 2
	繊維工業	10.0	5. 0	50. 0
製	木材・木製品	15. 4	6. 7	51. 3
造	印刷・同関連	17. 1	8.0	47. 9
	窯業・土石	16. 9	9. 3	60. 7
業	化学工業	20.0	7. 0	35. 0
	金属、同製品	15. 5	8. 2	58. 2
	機械器具	16. 5	9.8	61. 1
	その他	17.0	6.8	45. 9
	非製造業計	13. 9	7.8	62. 4
JL	情報通信業	_	_	_
非	運輸業	14.8	8.3	59. 9
製造	建設業	13. 6	7.8	64. 3
業	卸売業	15.0	7. 3	54. 1
~	小売業	13. 7	8. 2	69. 6
	サービス業	13. 3	7. 0	54. 2

【図⑦: 年次有給休暇の平均取得日数】



◎年次有給休暇の時季指定義務について

労働基準法が改正され平成31年4月から、すべての企業において、年10日以上の年次有給休暇が付与される労働者に対して、年次有給休暇の日数のうち年5日については、使用者が時季を指定して取得させることが必要となりました。

◆年次有給休暇を5日以上取得済みの労働者に対しては、使用者による時季指定は不要です。

5. 新規学卒者の採用について

(1)新規学卒者(令和3年3月卒)の採用充足状況【表⑦】

新規学卒者(令和3年3月卒)の採用または採用計画の有無は、「あった」とした事業所は前年度から1.4ポイント低下し11.5%(全国19.3%)。採用計画人数に対する実際の採用人数の充足率は、「高校卒」が前年度から5.8ポイント上昇し79.2%(同76.2%)、「専門学校卒」が8.8ポイント低下し78.3%(同87.1%)、「短大卒(含高専)」が50.0ポイント上昇し100.0%(同90.9%)「大学卒」が9.3ポイント低下し74.0%(同83.0%)であった。

平均採用人数は、「高校卒」が前年度より0.3人増加し2.1人(全国1.8人)、「専門学校卒」が0.8人減少し1.1人(同1.5人)、「短大卒(含高専)」が変化なしの1.0人(同1.3人)、「大学卒」が0.2人増加し1.9人(同2.1人)であった。

【表⑦: 新規学卒者の採用充足状況】

				É	計	H			技	術	系			事	務	系	
×	<u>.</u>	分	事業所数	採用 計画 人(人)	採用 実績 人(人)	充足 率 (%)	平 採 人 (人)	事業所数	採用 計画 人 (人)	採用 実績 人人)	充足 率 (%)	平採人(人)	事業所数	採用 計画 人(人)	採用 実績 人(人)	充足 率 (%)	平均 採用 人人)
	全	玉	1, 936	4, 790	3, 649	76. 2	1.8	1,661	4, 081	3, 027	74. 2	1.8	398	709	622	87. 7	1. 5
+	R3	卒茨城県	26	72	57	79. 2	2. 1	21	56	43	76.8	2. 0	9	16	14	87. 5	1. 5
高校卒	製	造 業	15	48	40	83. 3	2.6	14	44	36	81.8	2. 5	3	4	4	100.0	1. 3
	非	製造業	11	24	17	70.8	1. 5	7	12	7	58. 3	1. 0	6	12	10	83. 3	1.6
	R2	卒茨城県	37	94	69	73. 4	1.8	27	63	40	63. 5	1. 4	14	31	29	93. 5	2.0
	全	匤	623	1, 104	962	87. 1	1.5	507	923	793	85. 9	1. 5	132	181	169	93. 4	1. 2
専明	R3	卒茨城県	16	23	18	78. 3	1. 1	13	20	15	75. 0	1. 1	3	3	3	100.0	1.0
専門学校卒	製	造 業	5	5	5	100.0	1.0	5	5	5	100.0	1.0	_	-	_	-	-
卒	非	製造業	11	18	13	72. 2	1. 1	8	15	10	66. 7	1. 2	3	3	3	100.0	1.0
	R2	卒茨城県	14	31	27	87. 1	1.9	13	21	20	95. 2	1. 5	3	10	7	70.0	2. 3
,	全	玉	252	364	331	90.9	1.3	169	244	218	89. 3	1. 2	89	120	113	94. 2	1. 2
短大卒(含高専)	R3	卒茨城県	3	3	3	100.0	1.0	1	1	1	100.0	1. 0	2	2	2	100.0	1.0
千(含字	製	造 業	3	3	3	100.0	1.0	1	1	1	100.0	1. 0	2	2	2	100.0	1.0
高 専)	非	製造業	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_	-	-	-	_
	R2	卒茨城県	1	2	1	50.0	1.0	-	-	-	-	_	1	2	1	50.0	1.0
	全	玉	1, 192	3, 095	2, 570	83.0	2. 1	774	1, 858	1, 498	80.6	1. 9	557	1, 237	1,072	86. 7	1. 9
	R3	卒茨城県	19	50	37	74.0	1. 9	13	27	23	85. 2	1. 7	8	23	14	60.9	1. 7
大学卒	製	造 業	9	24	18	75. 0	2.0	8	18	14	77.8	1. 7	2	6	4	66. 7	2.0
	非	製造業	10	26	19	73. 1	1.9	5	9	9	100.0	1.8	6	17	10	58.8	1.6
	R2	卒茨城県	14	30	25	83. 3	1. 7	5	8	6	75. 0	1. 2	9	22	19	86.4	2. 1

(2)新規学卒者の初任給【表⑧】

令和3年度の新規学卒者の1人当たりの平均初任給については、下表のとおり。 「高校卒・技術系」が171,237円、「同・事務系」が175,040円、「専門学校卒・技術系」が 181,528円、「同・事務系」が197,000円、「短大卒(含高専)・技術系」が182,000円、「同・事務 系」が163,000円、「大学卒・技術系」が209,206円、「同・事務系」が199,880円であった。

【技術系】

【表⑧: 令和3年度新規学卒者の初任給】

(円)

E /	高校	交卒	専門学	芝校卒	短大卒(含高専)	大学卒		
区分	初任給	前年比	初任給	前年比	初任給	前年比	初任給	前年比	
全 国	169, 790	2,620	182, 637	2, 164	182, 395	1, 229	202, 105	-207	
茨 城 県	171, 237	7, 429	181, 528	-1,826	182,000	-	209, 206	6,066	
製 造 業	169, 644	7,778	167, 400	-9, 629	182,000	-	217, 225	7, 892	
非 製 造 業	174, 423	5, 066	190, 358	-375	Ī	-	196, 376	2, 526	

【事務系】 (円)

区	分	高校卒		専門等	学校卒	短大卒(含高専)	大学卒		
区 分		初任給	前年比	初任給	前年比	初任給	前年比	初任給	前年比	
全	玉	163, 053	-576	177, 586	3,010	178, 456	1,479	199, 106	1,656	
茨	城県	175, 040	14,668	197,000	15, 633	163,000	-9,000	199, 880	2, 296	
製	造業	167, 727	18, 285	-	-	163, 000	-	201, 200	10,817	
非 製	! 造業	178, 697	15, 344	197, 000	15, 633	_	_	199, 440	-1, 744	

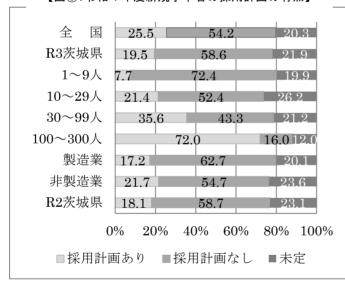
(3)新規学卒者(令和4年3月卒)の採用計画【図⑧】【表⑨】

令和 4 年 3 月の新規学卒者の採用計画は、調査時点(令和 3 年 7 月 1 日)で「ある」が前年度から 1.4 ポイント上昇し 19.5%(全国 25.5%)、「ない」が前年度から 0.1 ポイント低下し 58.6%(同 54.2%)、「未定」が 1.2 ポイント低下し 21.9%(同 20.3%)であった。

採用計画が「ある」と回答した事業所は、全国平均から 6.0 ポイント低く、「ない」とした事業所は 4.4 ポイント高くなっている。また、採用計画が「ある」とした事業所を規模別でみる と、「 $100\sim300$ 人」が 72.0%で最も高く、「 $30\sim99$ 人」が 35.6%、「 $10\sim29$ 人」が 21.4%、「 $1\sim9$ 人」が 7.7%であった。

また、採用予定人数では、「高校卒」が 1 社平均 2.4 人(製造業 2.6 人、非製造業 2.1 人、全国 2.4 人)、「専門学校卒」が 1.4 人(製造業 1.4 人、非製造業 1.3 人、全国 1.6 人)、「短大卒(含高専)」が 1.1 人(製造業 1.0 人、非製造業 1.1 人、全国 1.5 人)、「大学卒」が 2.1 人(製造業 2.6 人、非製造業 1.8 人、全国 2.2 人)であった。

【図8: 令和 4 年度新規学卒者の採用計画の有無】



【表9: 令和 4 年度新規学卒者の採用予定人数】

	-		予定人数 は事業所数	ζ
区分	高校卒	7.7	短大卒 (含高専)	大学卒
全 国	2.4 人	1.6人	1.5人	2.2 人
土 国	(3, 983)	(1, 228)	(700)	(2, 228)
R3 茨城県	2.4 人	1.4人	1.1人	2.1人
N3 /人纵外	(95)	(43)	(9)	(36)
製造業	2.6 人 (47)	1.4人 (10)	1.0人 (1)	2.6人 (16)
非製造業	2. 1 人 (48)	1.3人 (33)	1. 1 人 (8)	1.8人 (20)
DO #11/18	2.3 人	1.3人	1.1人	1.8人
R2 茨城県	(94)	(39)	(9)	(33)

6. 賃金改定について

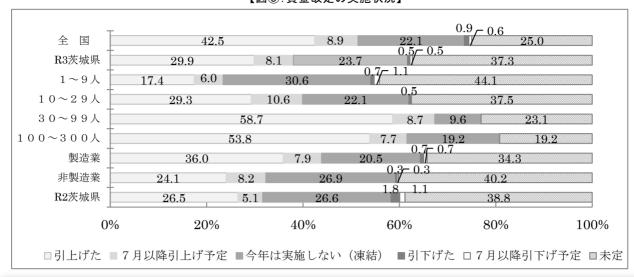
(1)賃金改定の実施状況【図⑨】

賃金改定の実施状況は、調査時点(令和3年7月1日)までに「賃金を引き上げた」は前年度から3.4ポイント上昇し29.9%(全国42.5%)、「7月以降引き上げる予定」が前年度から3.0ポイント上昇し8.1%(同8.9%)であった。

規模別では、「賃金を引き上げた」「7月以降引き上げる予定」の合計が「30~99人」で最も高く 67.4% (全国 68.8%)、「100~300人」で 61.5% (同 79.1%)、「10~29人」で 39.9% (同 53.5%)、「1~9人」で 23.4% (同 31.5%) であった。

また、調査時点までに「引き下げた」とした事業所が 0.5%(全国 0.9%)、「7 月以降引き下げる予定」が 0.5%(同 0.6%)で、「未定」が 37.3%(同 25.0%)となっている。

【図9:賃金改定の実施状況】



◎茨城県の最低賃金について

最低賃金には、「地域別最低賃金」と「特定(産業別)最低賃金」の2種類があります。「地域別最低賃金」は、常用・臨時・パートなど雇用形態や呼称の如何を問わず、県内の事業場で働く全ての労働者に適用されます。事業場の産業が「特定(産業別)最低賃金」の対象である場合は、「特定(産業別)最低賃金額」が適用されます。

◆茨城県の最低賃金 : 時間額 879 円(28 円引上げ)

効力発生年月日: 令和3年10月1日

◆茨城県の特定(産業別)最低賃金

業種	時間額(引上額)	発効年月日
鉄鋼業	975 円(30 円)	R3.12.31
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	935 円(28 円)	"
計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・ 医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路・電気 機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業	932 円(28 円)	"
各種商品小売業	881 円(7 円)	"

(2)平均昇給額・昇給率(加重平均)【表⑩】

令和3年1月1日から調査時点(令和3年7月1日)までに賃金改定を実施した208事業所(対象者5,247人)の改定後の平均所定内賃金は、253,000円(前年度253,340円)で、昇給額4,662円(同4,030円)、昇給率1,8%(同1,6%)であった。

【表⑩: 改定後の平均賃金(引き上げ・引下げ相殺)】 ※加重平均

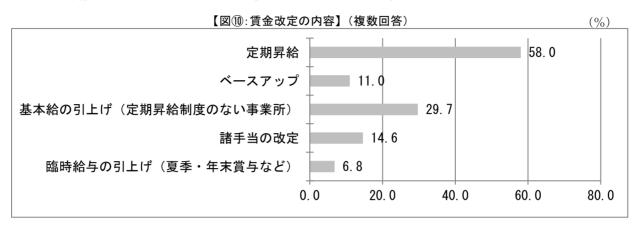
区分	事業所数	対象者数	改定前賃金	改定後賃金	昇給額	昇給率
全 国	9, 611	264,748 人	252, 653 円	257, 568 円	4,915円	1. 9%
R3茨城県	208	5,247 人	248, 338 円	253, 000 円	4,662円	1.8%
製造業	120	3,444 人	243, 458 円	247, 953 円	4, 495 円	1.8%
非製造業	88	1,803人	257, 659 円	262, 641 円	4, 982 円	1. 9%
R2茨城県	205	4,566 人	249, 310 円	253, 340 円	4,030円	1.6%

※ 昇 給 額 = (各事業所の昇給額×対象人数)の総和 加重平均 常用労働者の総和

(3)賃金改定の内容と決定要素【図⑩、⑪】

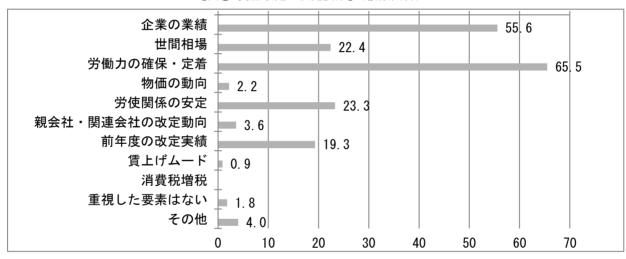
賃金改定(引上げ・7月以降引上げ予定)の内容は、「定期昇給」が58.0%と最も多く、次いで「基本給の引上げ(定期昇給制度のない事業所)」が29.7%、「諸手当の改定」が14.6%であった。

賃金改定の決定要素としては、「労働力の確保・定着」が65.5%と最も多く、次いで「企業の業績」55.6%、「労使関係の安定」23.3%の順であった。



【図①: 賃金改定の決定要素】(複数回答)

(%)

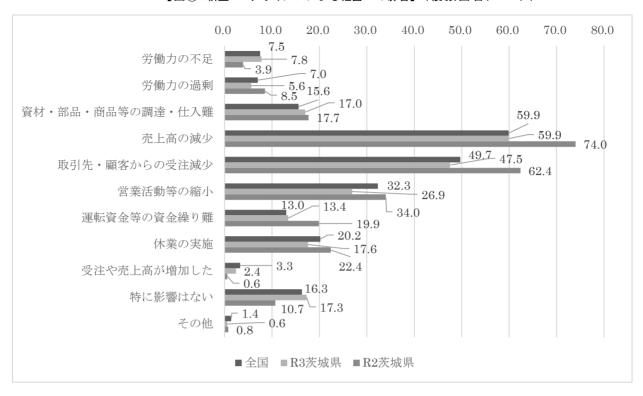


7. 新型コロナウイルスの影響について

(1)新型コロナウイルスによる経営への影響【図⑫】

新型コロナウイルスによる経営への影響は、「売上高の減少」が 59.9% (前年度 74.0%) が最も多く、「取引先・顧客からの受注減少」47.5% (同 62.4%)、「営業活動等の縮小」26.9% (同 34.0%) の順であった。

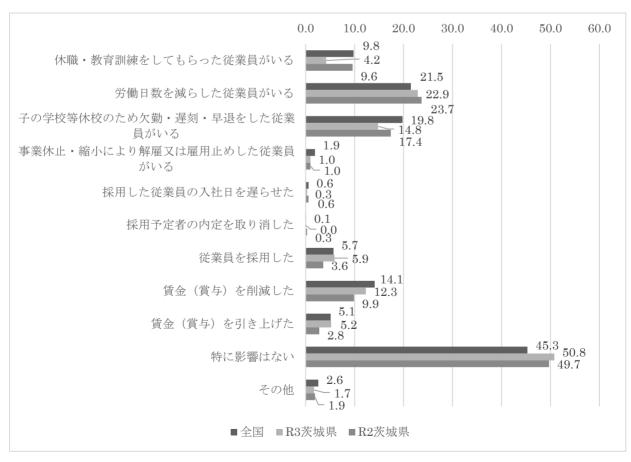
【図①: 新型コロナウイルスによる経営への影響】(複数回答) (%)



(2)新型コロナウイルスの影響による雇用環境の変化【図⑬】

新型コロナウイルスの影響による雇用環境の変化は、「特に影響はない」が50.8%(前年度49.7%)と最も多く、「労働日数を減らした従業員がいる」が22.9%(同23.7%)、「子の学校等休校のため欠勤・遅刻・早退をした従業員がいる」が14.8%(同17.4%)の順であった。

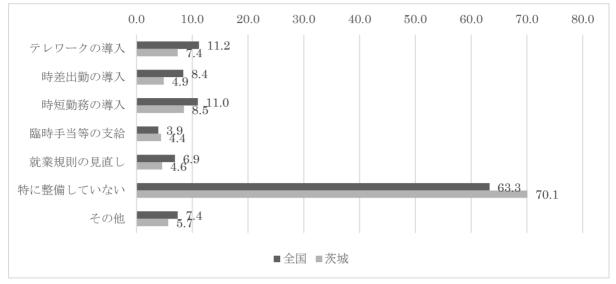
【図③:新型コロナウイルスの影響による雇用環境の変化】(複数回答) (%)



(3)新型コロナウイルスの影響への対策として実施している従業員の労働環境の整備【図印】

新型コロナウイルスの影響への対策として実施している従業員の労働環境の整備は、「特に整備していない」が 70.1% (全国 63.3%) と最も多く、「時短勤務の導入」が 8.5% (同 11.0%)、「テレワークの導入」が 7.4% (同 11.2%)、「その他」が 5.7% (同 7.4%) の順であった。

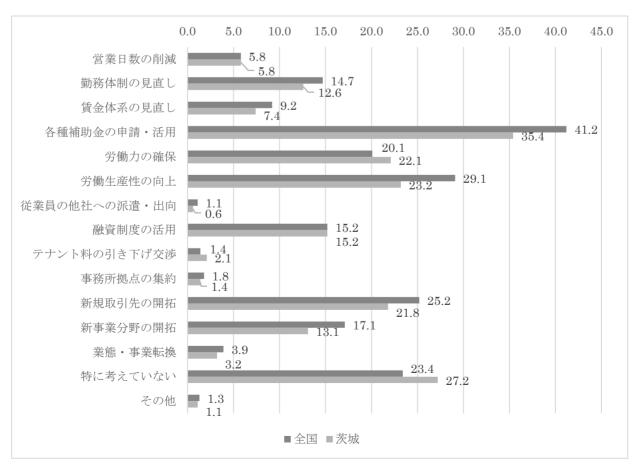
【図⑭:新型コロナウイルスの影響への対策として実施している従業員の労働環境の整備】(複数回答)(%)



(4) 新型コロナウイルスの影響への対策として事業継続のために今後実施したい方策【図⑮】

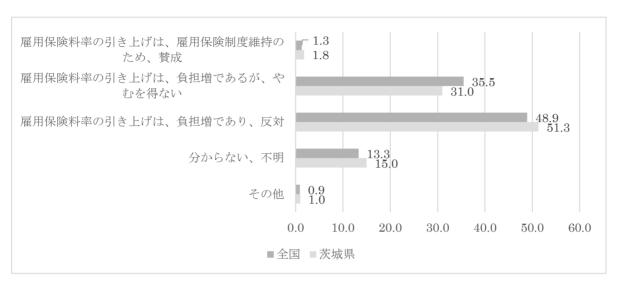
新型コロナウイルスの影響への対策として事業継続のために今後実施したい方策は、「各種補助金の申請・活用」が 35.4% (全国 41.2%) と最も多く、「特に考えていない」が 27.2% (同 23.4%)、「労働生産性の向上」が 23.2% (同 29.1%) 「労働力の確保」が 22.1% (同 20.1%) の順であった。

【図じ:新型コーナウイルスの影響への対策として事業継続のために今後実施したい方策 】(複数回答) (%)



(1)コロナ禍の長期化による雇用保険料率引き上げ等に関する考え方【図⑥】

雇用保険料率の引き上げ等に関する考え方は、「雇用保険料率の引き上げは、負担増であり、 反対」が51.3%(全国48.9%)と最も多く、「雇用保険料率の引き上げは、負担増であるが、や むを得ない」が31.0%(同35.5%)、「分からない、不明」が15.0%(同13.3%)「雇用保険 料率の引き上げは、雇用保険制度維持のため、賛成」が1.8%(同1.3%)、「その他」が1.0% (同0.9%)の順であった。



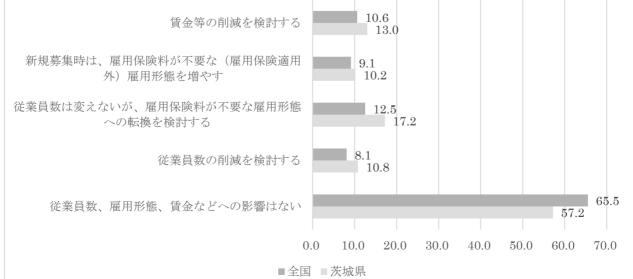
【図16:コロナ禍の長期化による雇用保険料率引き上げ等に関する考え方】 (%)

(2) 雇用保険料が引き上げられた場合の雇用への影響について【図団】

雇用保険料が引き上げられた場合の、雇用への影響は、「従業員数、雇用形態、賃金等への影響はない」が57.2%(全国65.5%)と最も多く、「従業員数は変えないが、雇用保険料が不要な雇用形態へ転換」が17.2%(同12.5%)、「賃金等への削減を検討する」が13.0%(同10.6%)「従業員数の削減を検討する」が10.8%(同8.1%)、「新規募集時は雇用保険料が不要な雇用形態を増やす」が10.2%(同9.1%)、その他が4.6%(同5.8%)の順であった。



【図①:雇用網鉄物引き上げられた場合の、雇用への影響こついて】 (複数回答)(%)



(左欄は記入しないでください。)



令和3年度 中小企業労働事情実態調査ご協力のお願い

中小企業団体中央会では、中小企業における労働事情を的確に把握し、適正な労働対策を樹立することを目的に、 本年度も全国一斉に標記調査を実施することとなりました。

つきましては、ご繁忙の折誠に恐縮ですが、趣旨をご理解いただき、調査にご協力くださいますようよろしくお願い申 し上げます。

令和3年度 中小企業労働事情実態調査票

調査時点:令和3年7月1日 調査締切:令和3年7月20日

記入についてのお願い

◇秘密の厳守

調査票にご記入くださいました事項については、企業と個人の情報の秘密を厳守し、統計 以外の目的に用いることはいたしませんので、ありのままをご記入ください。また、記入 担当者名などの個人情報につきましては、本調査に係る問合せ以外には使用いたしません。

◇ご記入方法

質問ごとの指示により該当欄に数字等をご記入いただくか、該当する項目の番号に〇をつ けてください。(7月1日現在でご記入ください。)

◇お問合せ先

調査票のご記入に当たっての不明な点など、調査に関しますお問合せ先は、下記までお願 いいたします。調査票は7月20日までにご返送ください。

茨城県中小企業団体中央会 総務課 實松(じつまつ)

〒310-0801 茨城県水戸市桜川2-2-35

電話 029-224-8030 FAX 029-224-6446

貴事業所全体の概要についてお答えください。

貴事業所の名称		記入担当者名	
 所 在 地	(T -)	電話番号	-
		FAX 番号	
業 ・最も売業のの ・1 で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	1. 食料品、飲料・たばこ・飼料製造業 2. 繊維工業 3. 木材・木製品、家具・装備品製造業 4. 印刷・同関連業 5. 窯業・土石製品製造業 6. 化学工業、不石油・石金属製品、ゴム製品製造業 7. 鉄鋼業、非鉄金属、金属製品製造業 8. 生産用・業務用・電気・情報通信・輸送用機械器 9. パルプ・紙・紙加工品、プラスチック製品、なめし 毛皮、その他の製造業 10. 情報通信業	13. 14. 15. 16. 17. 具製造業 J革・同製品・ 18.	総合工事業職別工事業を除く)設備工事業を除く)設備工事業切売業知売業が予業所サービス業が場合ができまれた告業、大会業があるが、の他の事業サービス業等対個人サービス業をの他の事業サービス業をの他(具体的に:

設問1)現在の従業員数についてお答えください。

① 令和3年7月1日現在の形態別の従業員数(役員を除く)を男女別に太枠内にご記入ください。また、従業員のう ち常用労働者数をご記入ください。「前年比」の欄は、昨年と比べて「増加した=増」「変わらない=不変」「減少 した=減」のいずれかに〇印を付けてください。

	正社員	パートタイマー	派遣	嘱託・契約社員	その他	合 計	(う ち 常	常用労働者数
男 性	人	人	人	人	人	人	用 労 男	性人
前年比	増・不変・減	増・不変・減	増・不変・減	増・不変・減	増・不変・減	増・不変・減	者 前年	F比 増·不変·減
女 性	人	人	人	人	人	人	女 女	性人
前年比	増・不変・減	増・不変・減	増・不変・減	増・不変・減	増・不変・減	増・不変・減	前年	F比 増·不変·減

- [注](1)「パートタイマー」とは、1日の所定労働時間が貴事業所の一般労働者より短い者、または1日の所定労働時間は同じでも1週の所定労働日数が少ない者です。
 (2)「常用労働者」とは、貴事業所が直接雇用する従業員のうち、次のいずれかに該当する者です。なお、パートタイマーであっても、下記の①②に該当する場合は常用労働者に含みます。
 ① 期間を決めずに雇われている者、または1ヵ月を超える期間を決めて雇われている者②日々または1ヵ月以内の期限を限って雇われている者のうち、5月、6月にそれぞれ18日以上雇われた者③事業主の家族で、貴事業所にて働いている者のうち、常時勤務して毎月給与が支払われている者(3)「その他」にはアルバイト等、他の項目に当てはまらない形態の人数を記入してください。

	良い	2. 変わらない		3. 悪 い
2	現在行っている主要な事業につい	て、今後どのようにしてい	いくお考えですか。	(1つだけに0)
	強化拡大 2. 現状維持	3. 縮 小 4.	廃止	5. その他(
3	現在、経営上どのようなことが障	害となっていますか。(:	3つ以内に〇)	
	労働力不足(量の不足)	2. 人材不足(質の不足	足)	3. 労働力の過剰
	人件費の増大	5.販売不振・受注の派	載少	6. 製品開発力・販売力の不足
	同業他社との競争激化	8. 原材料・仕入品の語	 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	9. 製品価格(販売価格)の下落
	納期・単価等の取引条件の厳しさ	11. 金融・資金繰り難		2. 環境規制の強化
D	経営上の強みはどのようなところ	にありますか。(3つ以口	内に〇)	
	製品・サービスの独自性	2. 技術力・製品開発力	 ל	3. 生産技術・生産管理能力
				6.製品の品質・精度の高さ
	顧客への納品・サービスの速さ	8. 企業・製品のブラン	ンドカ	9.財務体質の強さ・資金調達:
	優秀な仕入先・外注先	11. 商品・サービスの賃	質の高さ	2. 組織の機動力・柔軟性
問	3) 従業員の労働時間につい	:		- 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
D	3)従業員の労働時間につい 従業員(パートタイマーなど短時間 職種や部門によって異なる場合は	てお答えください。 『労働者を除く)の週所定党 、最も多くの従業員に適月	労働時間は何時間で 用されている時間を	ごすか (残業時間、休憩時間は除ぐ とお答えください。(1つだけに
D	3) 従業員の労働時間につい 従業員(パートタイマーなど短時間	てお答えください。 『労働者を除く)の週所定党 、最も多くの従業員に適月	労働時間は何時間で 用されている時間を	ごすか (残業時間、休憩時間は除ぐ
	3) 従業員の労働時間につい 従業員(パートタイマーなど短時間 職種や部門によって異なる場合は 38 時間以下 2.38 時間超ん (1) 現在、労働基準法で40 時間超44	てお答えください。 引労働者を除く)の週所定党、最も多くの従業員に適用 10 時間未満 時間以下が認められているの	労働時間は何時間で 用されている時間を 3. 40 時間	ですか(残業時間、休憩時間は除 とお答えください。(1 つだけに 4 40 時間超 44 時間以下 *・サービス業等の特例事業所のみ
) .:]	3) 従業員の労働時間につい 従業員(パートタイマーなど短時間 職種や部門によって異なる場合は 38 時間以下 2.38 時間超 (1)現在、労働基準法で40 時間超44 (2) 「所定労働時間」とは、就業規則	てお答えください。 引労働者を除く)の週所定等 、最も多くの従業員に適月 10時間未満 時間以下が認められているの 等に定められた始業時刻から	労働時間は何時間で 用されている時間を 3.40時間)は、10人未満の商詞 終業時刻までの時間	ですか(残業時間、休憩時間は除 をお答えください。(1 つだけに 4 40 時間超 44 時間以下 *・サービス業等の特例事業所のみ から休憩時間を差し引いた時間で
E)	3) 従業員の労働時間につい 従業員(パートタイマーなど短時間 職種や部門によって異なる場合は 38 時間以下 2.38 時間超ん (1) 現在、労働基準法で40 時間超44	てお答えください。 引労働者を除く)の週所定等 、最も多くの従業員に適月 10時間未満 時間以下が認められているの 等に定められた始業時刻から	労働時間は何時間で 用されている時間を 3.40時間)は、10人未満の商詞 終業時刻までの時間	ですか(残業時間、休憩時間は除ぐ をお答えください。(1 つだけに 4 40 時間超 44 時間以下 業・サービス業等の特例事業所のみで から休憩時間を差し引いた時間で
D	3) 従業員の労働時間につい 従業員(パートタイマーなど短時間 職種や部門によって異なる場合は 38 時間以下 2.38 時間超 (1)現在、労働基準法で40 時間超44 (2) 「所定労働時間」とは、就業規則	てお答えください。 引労働者を除く)の週所定等 、最も多くの従業員に適月 10時間未満 時間以下が認められているの 等に定められた始業時刻から	労働時間は何時間で 用されている時間を 3.40時間 つは、10人未満の商詞 終業時刻までの時間 休日労働)をご記力	ですか(残業時間、休憩時間は除 とお答えください。(1 つだけに 4 40 時間超 44 時間以下 業・サービス業等の特例事業所のみ から休憩時間を差し引いた時間で ください。(小数点以下四捨五)
D	3)従業員の労働時間につい 従業員(パートタイマーなど短時間 職種や部門によって異なる場合は 38時間以下 2.38時間超 (1)現在、労働基準法で40時間超44 (2)「所定労働時間」とは、就業規則 令和2年の従業員1人当たりの月平 従業員1人当たり 月平均残業時間	てお答えください。 間労働者を除く)の週所定等 、最も多くの従業員に適用 10 時間未満 時間以下が認められているの等に定められた始業時刻から 均残業時間(時間外労働・	労働時間は何時間で 用されている時間を 3.40時間 つは、10人未満の商詞 終業時刻までの時間 休日労働)をご記力	ですか(残業時間、休憩時間は除きたお答えください。(1 つだけに 4 40 時間超 44 時間以下 *・サービス業等の特例事業所のみで から休憩時間を差し引いた時間で ください。(小数点以下四捨五)
	3)従業員の労働時間につい 従業員(パートタイマーなど短時間 職種や部門によって異なる場合は 38時間以下 2.38時間超 (1)現在、労働基準法で40時間超44 (2)「所定労働時間」とは、就業規則 令和2年の従業員1人当たりの月平 従業員1人当たり 月平均残業時間 34)従業員の有給休暇につい	てお答えください。 引労働者を除く)の週所定等 、最も多くの従業員に適用 10 時間未満 時間以下が認められているの 等に定められた始業時刻から 均残業時間(時間外労働・ 1 時間	労働時間は何時間で 用されている時間を 3.40時間 つは、10人未満の商詞 終業時刻までの時間 休日労働)をご記力	ですか(残業時間、休憩時間は除ぐとお答えください。(1 つだけに 4 40 時間超 44 時間以下 ※・サービス業等の特例事業所のみではから休憩時間を差し引いた時間でなください。(小数点以下四捨五)
D 主 記 記 記	3)従業員の労働時間につい 従業員(パートタイマーなど短時間 職種や部門によって異なる場合は 38時間以下 2.38時間超 (1)現在、労働基準法で40時間超44 (2)「所定労働時間」とは、就業規則 令和2年の従業員1人当たりの月平 従業員1人当たり 月平均残業時間 (4)従業員の有給休暇につい 令和2年の従業員1人当たりの年	てお答えください。 引労働者を除く)の週所定党 、最も多くの従業員に適用 10 時間未満 時間以下が認められているの 等に定められた始業時刻から 均残業時間(時間外労働・ 1・時間 てお答えください。 欠有給休暇の平均付与日数	労働時間は何時間で 用されている時間を 3.40時間 つは、10人未満の商詞 終業時刻までの時間 休日労働)をご記力	ですか(残業時間、休憩時間は除さお答えください。(1 つだけに 4 40 時間超 44 時間以下 と、サービス業等の特例事業所のみでいる。 はから休憩時間を差し引いた時間でなください。(小数点以下四捨五)
	3)従業員の労働時間につい 従業員(パートタイマーなど短時間 職種や部門によって異なる場合は 38時間以下 2.38時間超 (1)現在、労働基準法で40時間超44 (2)「所定労働時間」とは、就業規則 令和2年の従業員1人当たりの月平 従業員1人当たり 月平均残業時間 34)従業員の有給休暇につい	てお答えください。 引労働者を除く)の週所定党 、最も多くの従業員に適用 10 時間未満 時間以下が認められているの 等に定められた始業時刻から 均残業時間(時間外労働・ 1・時間 てお答えください。 欠有給休暇の平均付与日数	労働時間は何時間で 用されている時間を 3.40時間 つは、10人未満の商詞 終業時刻までの時間 休日労働)をご記力	ですか(残業時間、休憩時間は除 とお答えください。(1つだけに 4 40時間超 44時間以下 業・サービス業等の特例事業所のみ から休憩時間を差し引いた時間で ください。(小数点以下四捨五)

<u>1. あった</u> 2. なかった

※1. に〇をした事業所は①-1の質問にお答えください。

①-1令和3年3月新規学卒者(採用及び採用予定)についてご記入ください。

学	卒	採用を予定して	実際に採用し	1人当たり平均初任給額	i	学	卒	採用を予定して	実際に採用した	1 人 当	たり平均初か	任給額
		いた人数	た人数	(令和3年6月支給額)				いた人数	人数	(令和	3 年 6 月支	給額)
	技術系					短	技術系	1				
高		, <u> </u>		,	円	大合			, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		,	円
高校卒	事務系					中高東	事務系					
		Α.		,	円			人	人		,	円
-	技術系	The same of the sa					技術系					-
門		Α.		,	円	大学		人	人		,	円
専門学校卒	事務系					卒	事務系					
卒		, <u>, , , , , , , , , , , , , , , , , , </u>		,	m				· ,		,	m)

- [注] (1) 令和3年6月の1ヵ月間に支給した1人当たり平均初任給額は<u>通勤手当を除いた</u>所定内賃金総額(税込額)をご記入ください。
 - (2) 専門学校卒は、高校卒業を入学の資格とした専修学校専門課程(2年制以上)を卒業した者を対象としてください。
 - (3) 技術系として採用した者以外はすべて事務系にご記入ください。

	1						-											<u>: さ</u>		<u>o</u>																			
-	l ! 读卒	,																				45 -	⊢ ≭		今	· ·	車 /	[-		-;			1	*	学力	· 	 -	
=1 1°.		<u>L_</u>	<u>-:</u> -		_i ^	_			寸	1]	f	TX.	7-	<u>L _</u>	:			_	_	-	•	及,		_ (同 -	1	<u> </u>	:		<u>_i</u>	_		4.			<u>L</u>	<u></u> -	
6) :	新	町	_		ナ	ゥ	1	٠,	レジ	ス	മ	影	4	₽ (:		つ	い	7	ま	3	キ ラ	į ((1	<u>*</u>	さし	い	0											
	· f型												•	-	-						-	_						-	さし	١,	(該	当す	⁻ る	すへ	くて	I= ())	
	労働 取引 受注	先·	顧	客か	いら	の 増	受注加	三減 ン #	沙 :	(3.	営	業	活	動響	等(の糸	宿べい	١.	7		資材 運車 そ(云道	金	等	商品の資	品等	を繰	調達りす	生 1	仕 <i>刀</i>	難)			上高			
	币型: 核当:) 景	響	<u> </u>	ょ	る	貴	事	業	所(の 1	従	業員	員等	ξ σ.	雇	用:	環均	竟 σ.	変	化	につ	つし	ヽて	•	お名	今 え	٤ <	ださ	<u> </u>	•		
	休晴 子σ																								をえ	咸ら	s L	.た	従豸	美員	が	いる	5						
	事業採用	休.	止	縮	小	1=	ょり	丿角	4層	ľ	<i>t</i> =	又	は	雇.	止 ð	かし 6.	した	こ分	業	員定	がお	いるのは	京定	゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙	取「	り消	ŧι	た		7		従訓	美員	を	採用	しか	<u>-</u> -		
	賃金 その	(賞 <i>!</i>)	9.	复	金	È (賞	与)) き	: 弓	き	上(げた	=			10). 华	きに	影	響は	なし	۱,			
*	新型	¬	」ナ	ゥ	イ.	ル;	スの)景	/ 4	₽ ^	. O	対	策	ے	し	て	•	7	月	1 E	3 現	見在	•	貴	事事	集所	fτ	実	施し	して	- L'	る	従訓	集員	の:	労働	環	境σ	整
	いて							-																															
•	テレ 就業	ィワ· ŧ規	一 <u>{</u> 則 (クの見	導直	入し		2	2 . 3 .	時特	i差 iに	出整	勤備	のこ	導えてし	入 <i>ハれ</i>	よし	۸,		3 7	. !	時気その	動	ı務 !(のネ	尊 入			4 .	臨	時	手	当等	●の (支給	i 	-		
辛	斤型	⊐	」ナ	ゥ	イ.	ルこ	7 0	分景	/誓	! ^	· Ø,	対	策	ع	し	て		貴	事	業月	斤力	く事	業	を	継糸	売し	ر	· U	< 1	- d	515	• •	今後	发実	施	して	: W	きた	_ l
	いっい	てま	答	え	< 7	きさ	ž l	١,	- (該	当	す	る	す	べ	71	= (0)																					
	営業 労働	日第	数 O	削	減		2	2.	勤	務	体生	制产	の. #±.	見し	直し	→		3		賃	金化	本系	の 44	見	直し	ر الا												· 泪	5月
	カ テナ 新事	ン	ト米	4の	引	き「	下(·	ドゴ	き港	;						_		10).	事:	業店	听换	点	の 3	集系	勺		₋ 15.			11	. 亲				の身)
	利力	*	/J ±	, o	נולכו	<u></u>		J.	*	: 况:		7	木 :	F44 T:	*				٠.	1न ।		J /	_		<u>"</u>	•		10.			165								_
7)	雇丿	Ŧ	保	険	料	の	事	详	ŧ:	È	負	担	分	11	- ٦	つ	い	7	ま	3名	き ラ	<u>.</u>	(1	Ë	さり	い	0											
	斤型																																						
	うを! D議																																					率の) 5
	雇用化	呆険	料泵	極の	引.	上(-	げ は		自 ‡	日境	生で	あ	IJ.	—— 万	対							2.	雇用	目保	険	料率	<u></u> ヹの	引上	゠ゖ゙	は、	負	扫出	曽で	ある	 らが.	ゃ	むる	そ得な	こし
j	雇用を	呆険	料														め、	、耆	養成)	į		1.							·•										•
Ā	配用 :	保険	料	が	引	き」	L 17	Ė	, h	た	場	合	•	貴	事	業月	听(のり	霍月	用へ	· 0.	影	響	 	こし	ヽて	お	答	えく	にだ	t	い。	,	(該	当す	トる	すィ	くて	に

6. その他(

5. 賃金等の削減を検討する

設問8)賃金改定についてお答えください。

1

① 令和3年1月1日から令和3年7月1日までの間にどのような賃金改定を実施しましたか。(1つだけにO)

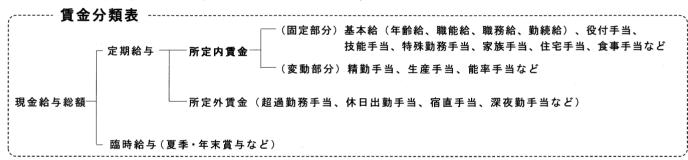
1. 引上げた 3. 今年は実施しない (凍結) 2. 引下げた 4. 7月以降引上げる予定 5. 7月以降引下げる予定 6. 未定

- ~3. に〇をした事業所は下記の①-1の質問にもお答えください。
 - ①一1 賃金改定(引上げ・引下げ・凍結)を実施した対象者の総数と従業員1人当たり平均の改定前・改定後所定内 賃金(通勤手当を除く)及び平均引上げ・引下げ額をご記入ください。ご記入の際は下記の〔注〕をご参照く ださい。なお、プラス・マイナスの記号は不要です。

	従 業	員 1 人 当 た り (月	額)							
対象者総数	改定前の平均所定内賃金	改定後の平均所定内賃金	平均引上げ・引下げ額							
	(A)	(B)	(C)							
	, н	, н	, н							

- [注](1)「改定前の平均所定内賃金(A)」「改定後の平均所定内賃金(B)」「平均引上げ・引下げ額(C)」の関係は次の とおりです。
 - ・「1. 引上げた」事業所は、「平均引上げ・引下げ額 (C)」はプラス額になります。 ・「2. 引下げた」事業所は、「平均引上げ・引下げ額 (C)」はマイナス額になります。

 - | 今年は実施しない(凍結)」事業所は、(B)と(A)は同額になりますので、「平均引上げ・引下げ額 (C)」は 「0」になります。
 - (2) 対象者総数は、賃金改定対象者で、賃金の改定前、改定後とも在職している者です(1ページ目の設問1の「従業員数」 とは必ずしも一致しなくても結構です)。
 - (3) パートタイマー、 アルバイト、役員、家族、嘱託、病欠者、休職者などは除いてください。
 - (4) 臨時給与により賃金改定した場合は、上記賃金に含める必要はありません。
 - (5) 「所定内賃金」については、下表を参考にしてください。



- <u>※①で1.または4.に〇をした事業所、及び、臨時給与を引上げた(7月以降引上げ予定)事業所のみ②・③にもお答えください。</u>
 - ② 賃金改定(引上げ・7月以降引上げ予定)の内容についてお答えください。(該当するものすべてに〇)

1 定期昇給

- 2. ベースアップ
- 3. 基本給の引上げ(定期昇給制度のない事業所)

- 4. 諸手当の改定
- 5. 臨時給与(夏季・年末賞与など)の引上げ
- [注](1)「定期昇給」とは、あらかじめ定められた企業の制度に従って行われる昇給のことで、一定の時期に毎年増額することを いいます。また、毎年時期を定めて行っている場合は、能力、業績評価に基づく査定昇給なども含みます。
 - (2)「ベースアップ」とは、賃金表の改定により賃金水準を引上げることをいいます。
- ③ 貴事業所では、今年の賃金改定(引上げ・7月以降引上げ予定)の決定の際に、どのような要素を重視しましたか。 (該当するものすべてに〇)

1. 企業の業績

- 2. 世間相場
- 3.労働力の確保・定着
- 4.物価の動向
- 5. 労使関係の安定

)

- 6. 親会社又は関連会社の改定の動向
- 7. 前年度の改定実績
- 8. 賃上げムード
- 9 消費税増税

10. 重視した要素はない

- 11. その他(

設問9)労働組合の有無についてお答えください。(1つだけに〇)

1. ある

2. な い

◎お忙しいところご協力ありがとうございました。記入もれがないかもう一度お確かめのうえ、7月20日までにご返送 ください。